

Windy

ウィンディ

NO.84

2019年9月

さかい男女共同参画推進課だより

REPORT

介護は突然やってくる

～わたし流、仕事と介護の両立～



新田 恵利さん

DATA

～男女共同参画白書データから見る～
就業分野での女性の参画

ひろばNAVI

悩み相談案内

INFORMATION

堺市男女平等に関する苦情・相談処理制度

特集

「堺市パートナーシップ宣誓制度」を
ご存じですか？



第23回さかい男女共同参画週間オープニング記念講演

介護は突然やってくる ～わたし流、仕事と介護の両立～

※2019年(平成31年)1月19日(土)に開催された「第23回さかい男女共同参画週間～女と男がいきるのやSakai～」のオープニング記念講演をまとめたものです。



講師 ▶ 新田 恵利さん

プロフィール

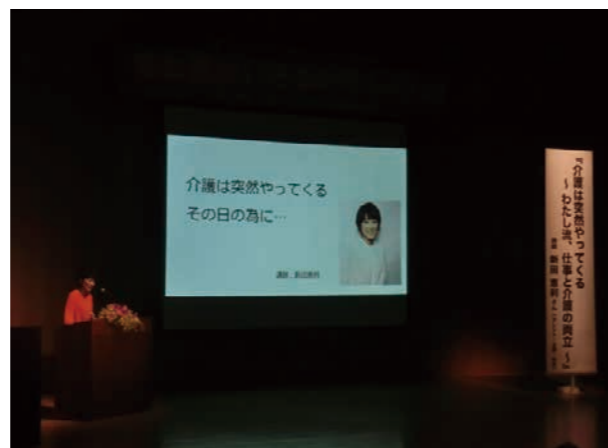
1985年おニャン子クラブ会員番号4番でデビュー。
翌年「冬のおペラグラス」でソロデビュー。その後、タレント、女優、作家として活躍。
趣味 ハンドメイド・DIY・旅行
現在は寝たきりの実母の介護をしながら、夫とチワワ2匹とともに湘南に暮らす。
自身の介護の経験を活かし、シニア向けの食器の開発や、介護に関する講演活動にも積極的に取り組んでおり、大変と思われがちな介護を新しいライフスタイルととらえ、明るく介護と向かい合っている。

近年様々なメディアで取り上げられている介護について、いざ自分が介護をする立場になるまではどこか人ごとで、日頃から介護の知識や情報を収集している人は少ないのではないのでしょうか。

突然やってきた新田恵利さんの介護生活は、様々な介護サービスや介護用品に関する必要な知識や情報がなかったことによる混乱から始まりました。

新田さんは「人はみんな老いていく、人の手や介護が必要になるのは恥ずかしいことではない」と、ご自身のブログで介護生活と現在の気持ちを発表することで、介護を受け入れ、心の整理をつけることができたと言います。この公表をきっかけに、同じように介護をしている仲間からの応援や情報、近所の方の理解を得られ、介護関連の仕事が増えたことで、さらに多様な介護に関する情報を得られるようになりました。

突然の介護に対応できるように、介護サービスや地域の病院に関する情報を市役所や地域の包括支援センターで収集しておくこと。仕事と介護の両立については、職場と家族の理解が必要で、介護休暇等職場の福利厚生制度を確認しておくこと、家族間で、介護が必要になった時に誰が介護をするのか、費用負担を誰がするのか話し合っ



おくこと等、いざ介護が必要になった時のために準備しておくことや事前準備の大切さを教えてくださいました。

さらに、時をさかのぼることはできないので、家族の写真やビデオの記録を残しておくこと。亡くなった時にこうしていればよかったと後悔しないよう、自分自身のためにやっているのだと気づいたこと。介護は一生懸命頑張っても報われないことが多いので、自分が笑顔でいるために、無理をしないこと。大変だと思われがちな介護を、少しでも心の負担を軽くし、楽しいものにするためのアドバイスを教えてくださいました。

オープニングアトラクション

稲本 渡さん(クラリネット)



堺市生まれのクラリネット奏者。演奏者としてだけでなく、自身の音楽事務所を経営する傍ら、音楽プロデューサーとしても活躍中。堺親善アーティストとして、堺の伝統産業、文化や観光名所と音楽とのコラボレーションをすることで、堺の魅力と音楽を結びつける活動を続けておられます。

映画「マイ・フェア・レディ」より「踊り明かそう」の華やかなメロディでスタートし、会場に響くクラリネットの澄んだ音色が、聴衆を魅了しました。最後に演奏された「ふるさと」では、参加者一人ひとりの口ずさむ歌が合唱となり、会場全体が温かい空気につつまれました。

ワークショップ①

平成31年1月20日

「カラダとココロのセルフメンテナンス」

講師 田中 わかばさん(予防医学リンパケアセラピスト)

最近なんとなく疲れる、調子が悪いというようなことはありませんか?男性も女性も健康であり続けるために、日常生活の中で取り入れやすいセルフマッサージや、カラダとココロがハッピーになるたくさんのヒントを楽しく学ぶことで、自分の体や生活習慣を見直すよいきっかけとなりました。



ワークショップ②

平成31年1月20日

「ハラスメント防止のためのコミュニケーション術」

講師 北野 真由美さん(NPO法人えんばめんと堺/ES代表理事)

身近にある様々なハラスメントは、なぜ起こるのか?子どもから大人まで様々な年齢層を対象に、参加体験型学習(ワークショップ)による講演を多数開催されている北野真由美さんと一緒に、ワークショップを取り入れながら、ハラスメントについて考えるとともに、自分も他者も大切にするためのコミュニケーション術を学びました。



インフォメーション

男女共同参画リーダー養成講座の参加者を募集します!

社会のあらゆる分野にあるジェンダー(社会的・文化的に作られた性別)にとらわれず、自分らしく生きることの大切さを学び、男女共同参画を推進する人材養成講座を開催します。

回	月日	テーマ	講師
1	10/30(水)	「ジェンダー」って?～私らしく生きるために～	杉本志津佳さん (フェミニストカウンセリング堺カウンセラー)
2	11/6(水)	地域社会における女性活躍 ～意思決定の場へ女性の参画を～	森屋裕子さん (NPOフィフティ・ネット代表)
3	11/13(水)	暴力の根底に潜むジェンダー	雪田樹理さん (NPO法人いくの学園理事長・弁護士)
4	11/20(水)	フェアメンになろう! ～男性にとっての男女共同参画～	多賀太さん(一般社団法人ホワイトリボンキャンペーン・ ジャパン共同代表、関西大学教授)
5	11/27(水)	<実践編>SDGsとジェンダーの視点で作る 講座企画とチラシづくり	瀧口住子さん (堺市男女共同参画センターコクリコさかい館長)

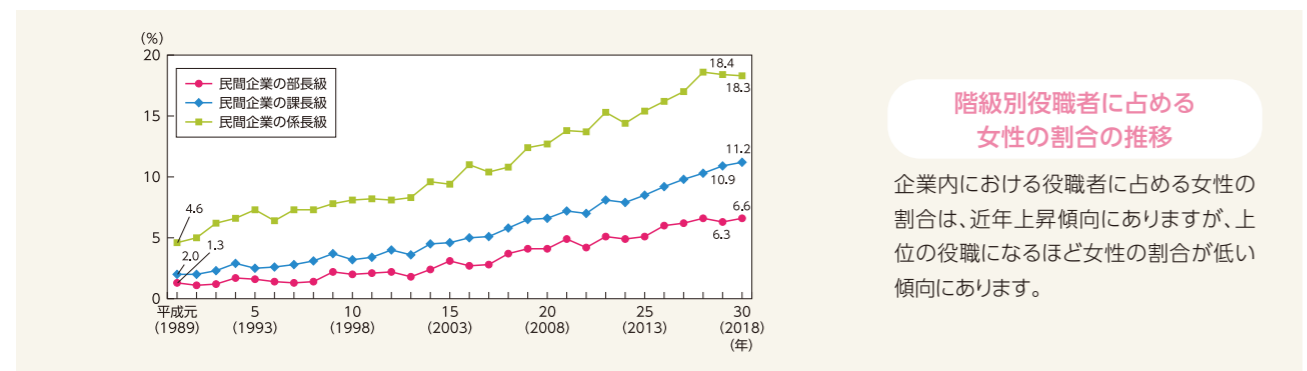
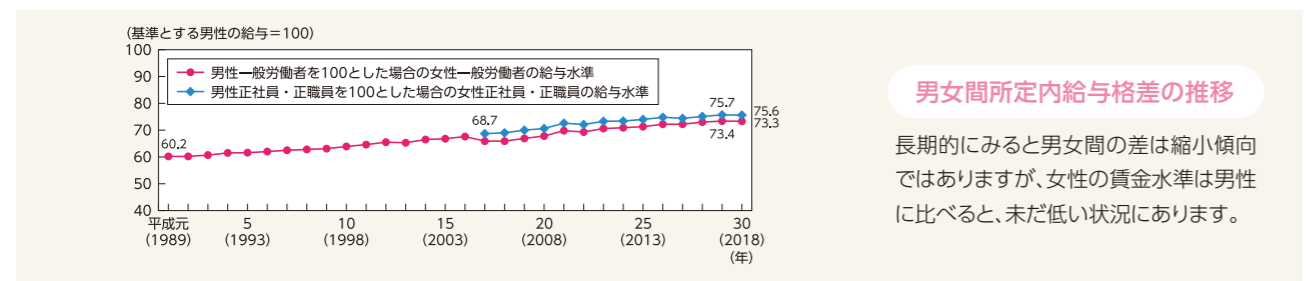
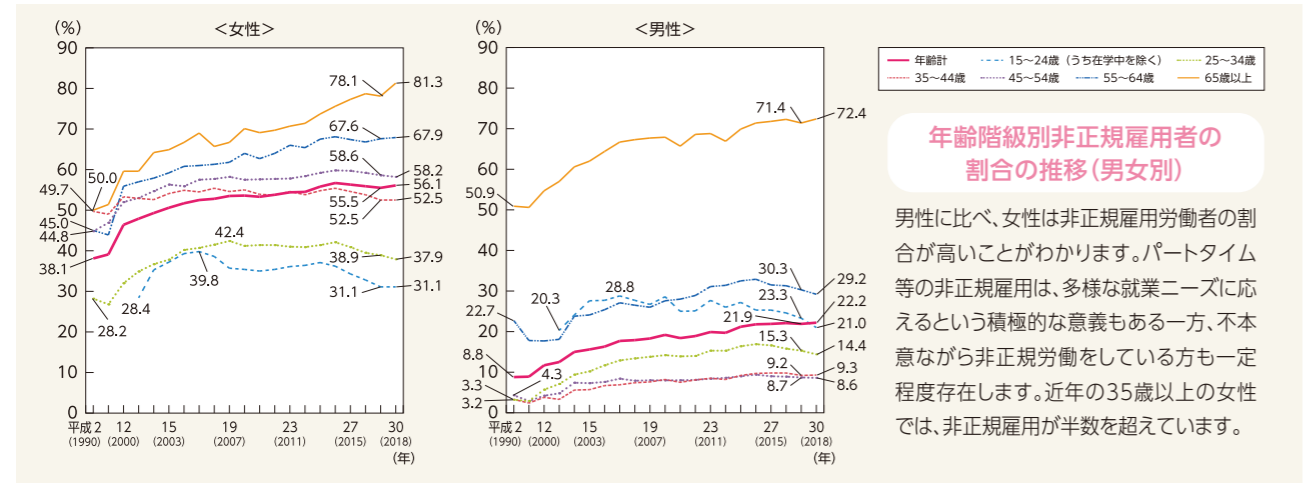
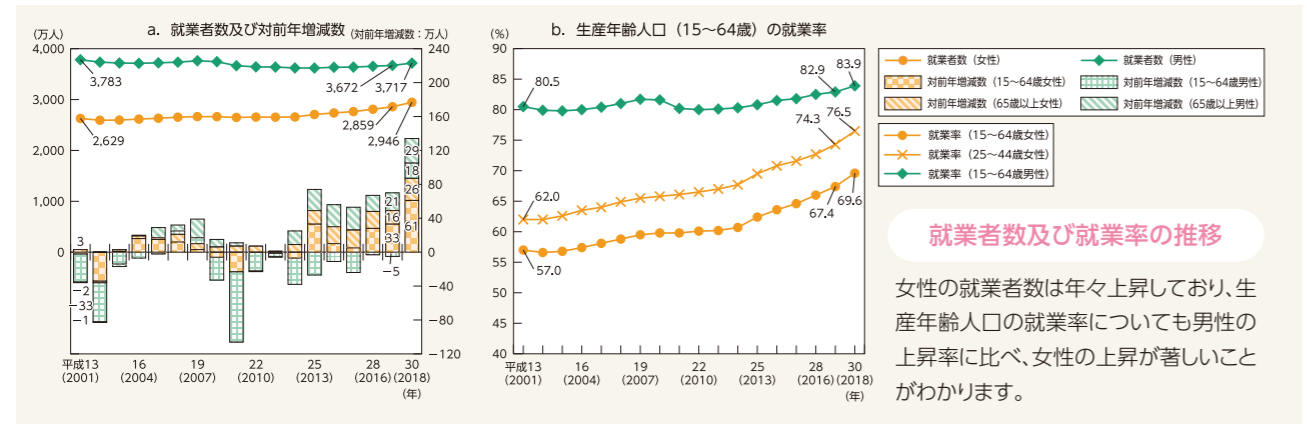
連続5回講座で、時間はいずれも18時30分～20時30分。堺市役所本館3階大会議室にて行います。応募方法等詳しくは、堺市ホームページか市役所市政情報コーナーなどにあるチラシをご覧ください。

堺市男女共同参画リーダー養成講座

検索

～男女共同参画白書データから見る～ 就業分野での女性の参画

令和元年6月5日に女性活躍推進法の改正法が公布されました。この改正法では、これまでより多くの企業に、自社の女性の活躍に関する情報の把握、課題分析を行うこと、その結果を踏まえて事業主としての行動計画の策定、社内通知、外部公表を義務付ける内容となっています。女性就業者の状況や企業における男女共同参画の状況についてのデータを見てみましょう。(グラフはすべて「内閣府 令和元年度男女共同参画白書」より抜粋)



まとめ

女性の就業率が上昇し続けている現在、男女共同参画社会を実現するためには、男女の同一労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組の推進が必要です。例えば、女性が男性と同等の給与を得られるようにすること、女性と男性が同等の役職や権限を持つこと、同一労働の非正規雇用者を正社員へ転換すること等です。今年6月に改正された女性活躍推進法においても、より多くの企業に、自社の女性活躍状況と改善に向けた取組の公表を義務付け、求職者側からの「見える化」を促進するものとなっています。各企業が労働者や顧客に選ばれる企業をめざし、男女問わず多様で柔軟な働き方ができる取組を進めることにより、誰もが働きやすい社会が実現するのではないのでしょうか。

労働関係 各種法令 女性活躍推進法が改正されました!

女性活躍推進法とは?

正式名称は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。働く女性が個性と能力を発揮できるような環境づくりを推進することで、男女がともに多様な生き方や働き方を実現できる社会をめざした法律です。平成28年4月1日に全面施行されました。

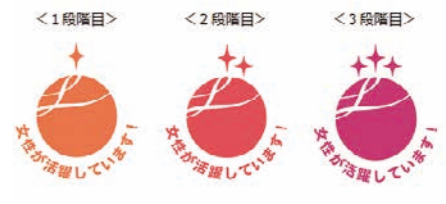
今回の主な改正点は?

- 常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、女性活躍に関する計画策定や情報公表する義務がありました。その対象が労働者101人以上の事業主に拡大されます。
 - ※事業主に求められている、計画策定や情報公表とは?
 - ◆自社の女性活躍の状況を把握し、課題分析を行う。
 - ◆状況把握、課題分析の結果を基に、女性活躍を推進する計画を策定し、社内通知、外部公表、都道府県労働局へ届出を行う。
 - ◆定期的に目標達成状況や、計画に基づく取組の実施状況の点検・評価を行う。

より多くの事業主に女性活躍を推進する計画策定と情報公表を求める内容になりました!

- 常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、次の各区分から、1項目以上公表する必要があります。
 - 職業生活に関する機会の提供などの実績
 - たとえば…採用した労働者に占める女性労働者の割合
 - ・係長級、管理職、役員に占める女性労働者の割合
 - ・男女別の再雇用又は中途採用の実績…等
 - 職業生活と家庭生活との両立に役立つ雇用環境の整備実績
 - たとえば…男女の平均勤続年数の差異
 - ・男女別の育児休業取得率
 - ・労働者のひと月あたりの残業時間、有給休暇取得率…等

- 女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし(仮称)」認定が創設されます。
 - 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付けることで、女性の活躍が進んでいる企業としてPRできます!



女性活躍推進企業データベース 女性活躍推進法に基づき企業が公表したデータを見ることができます。

女性活躍 データベース <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

スマートフォン版はこちら。

「堺市パートナーシップ宣誓制度」をご存じですか？

誰もがありのままに自分らしく暮らせるまちをめざす取組として、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的マイノリティの方に対して、市が宣誓書受領証を交付する制度です。

【性的マイノリティとは？】

性自認、性的指向その他性のあり方について、少数派であると認められる方です。たとえば、レズビアン(女性で同性を好きになる人)、ゲイ(男性で同性を好きになる人)、バイセクシャル(男女両方とも好きになる人)、トランスジェンダー(生まれたときの性別とは異なる性別で生きる人、生きたいと望む人)など。これら以外にもさまざまな性のあり方があります。

【パートナーシップとは？】

その一方又は双方が性的マイノリティである二人の間における、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係です。



堺市でパートナーシップの宣誓をされたお二人にインタビューしました!!

★堺市のパートナーシップ宣誓制度を、どのような経緯でお知りになりましたか？

Aさん: 友人に4月から堺市でパートナーシップ制度が開始されることを教えて頂き、ホームページを見て、知りました。

Bさん: パートナーのAさんから教えてもらいました。

★パートナーシップ宣誓をしようと思ったきっかけを教えてください。

Aさん: Bさんとなら、生涯支え合ってお互いのことを大切に、ずっと笑顔でいられるだろうなと思い、宣誓させて頂きました。

Bさん: 大切に思える方ができたからです。

★堺市パートナーシップ宣誓書に署名し、受領証を受け取られた時の気持ちをお聞かせください。

Aさん: 少し照れくさかったのですが、素直にすごく嬉しかったです。Bさんと宣誓できた喜び、感動は一生忘れない幸せな瞬間でした。

Bさん: 市役所の方に宣誓書受領証を読み上げていただき、拍手をいただき、とても嬉しく重たく(良い意味で)感じたのを覚えています。

★パートナーシップ宣誓をする前とした後で、気持ちの変化はありましたか？

Aさん: パートナーシップ宣誓をする前は、これから先のお互いのことを考えると不安がりましたが、宣誓をしてからは、不安が減りBさんとの将来の事を明るく前向きに考えることができるようになりました。

Bさん: 安心感と信頼感が大きくなりました。

★最後に、これからパートナーシップ宣誓を考えている方へのメッセージをお願いします。

Aさん: 性別問わず、愛する大切な人と宣誓をして、今よりもっと明るい未来に二人で歩き出せると思います。宣誓制度がどんどん広まり、いずれは同性婚も認められると幸せな人がたくさん増えると思います。皆が堂々と生きやすくなっていったらいいなと思います。

Bさん: 先に何かあるかなんて誰にも分かりませんが、宣誓したその気持ちに偽りがなければ、お互いを支え合って進んで欲しいです。その一歩に今回の宣誓が大きな役割を果たしてくれると思います。

堺市パートナーシップ宣誓制度に関するお問い合わせ

電話 072-228-7159(堺市 市民人権局 人権部 人権企画調整課内)
FAX 072-228-8070 メール jinkenki@city.sakai.lg.jp
※宣誓の要件や手続など、詳しくは堺市ホームページでご確認ください。

堺市 パートナーシップ宣誓制度

検索

多様な性に関する相談ダイヤルはこちら

電話 072-228-7364(堺市 市民人権局 人権部 人権推進課内)
月～金(祝・休日・年末年始を除く)、9:00～12:00、13:00～16:30(1人30分)、相談無料
※第4水曜日は弁護士相談(面談・要事前予約・上記ダイヤルで予約してください。)

交流

男女共同参画交流の広場は、男女共同参画社会の実現をめざして活動する個人やグループのためのオープンスペースです。印刷や作業、簡単な打合せなどにご利用ください。インターネット閲覧用のパソコンも設置しています。(コピー機、印刷機利用は有料)

悩みの相談

日々の暮らしのなかで、不安や悩みをひとりで抱え込んでいませんか？

専門のカウンセラーが、悩みをお聞きし、気持ちや感情の整理をお手伝いします。いきいきと自分らしく生きていくためのきっかけをつかんでください。秘密は厳守します。安心してお話しください。

☆相談無料(通話料は相談者負担)。☆相談時間1人50分。

	カウンセラーによる女性の悩みの相談(面接)	カウンセラーによる男性の悩みの相談(面接・電話)
相談日	毎週火曜日・第1・3金曜日 (ただし広場が休みのときは翌水曜日、翌土曜日)	毎月第1・3木曜日 (ただし広場が休みのときは翌週の木曜日)
相談時間	火曜日:10時～13時、14時～16時、 18時～20時(第1・3火曜日のみ) 第1・3金曜日:17時～20時	18時～21時

事前電話予約制。下記の番号へお電話ください。

面接相談予約(072-236-8266) 男性電話相談予約(072-237-3400)

～男女共同参画交流の広場～

場所 : アミナス北野田3階(南海高野線「北野田駅」から西へ50m)

TEL : (072) 236-8266

FAX : (072) 236-8277

利用時間: 火曜日～土曜日 10時～21時 日曜日 10時～16時30分

休み : 毎週月曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

ただし、祝日が日曜日にあたる場合は、日曜日を閉館し翌月曜日及び翌火曜日が休館日。祝日が月曜日にあたる場合は、月曜日及び翌火曜日が休館日。



男女共同参画交流の広場にグループ登録しませんか？

交流の広場では、男女共同参画に関する活動をするグループや団体等の登録を行っています。登録グループには男女共同参画推進課が発行する啓発冊子や実施する講座等の案内を送付させていただきます。また、男女共同参画に関するセミナー等を開催する際の講師謝礼金の一部を、堺市が負担する「堺市男女共同参画推進講師派遣事業」の対象にもなります。

登録には、「登録申込書」※と「グループ活動報告書」※の提出が必要です。新規でグループ登録をする場合は面接を行いますので、事前に男女共同参画推進課までお問い合わせください。(※)男女共同参画推進課で配布。堺市ホームページからもダウンロード可。

男女 交流の広場

検索



ご存じですか？男女平等の推進のため、苦情や相談の申出ができます。

堺市では、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づき、『男女共同参画の推進に関する市の施策についての“苦情”』や、『性別による差別的取扱いなどの人権侵害に関する“相談”』について、申し出ることができる苦情・相談処理制度を実施しています。

- 苦情には、男女平等相談委員（弁護士・有識者）の意見を聴き必要な措置を講じます。
- 相談には、男女平等相談委員が応じ、必要があれば関係する人に助言、是正の要望を行います。
- 苦情相談等申出書（男女共同参画推進課で配布。堺市ホームページからもダウンロード可。）により郵送・FAX等で申し出いただくか、堺市電子申請システムによる申出もできます。
- 相談は無料です。お気軽にご相談ください。

*詳しくはホームページをご覧ください。

堺市 苦情・相談処理制度

検索

読者アンケート

今号のウィンディの記事はいかがでしたか？
みなさまのご意見・ご感想をお聞かせください！

回答締切

令和2年3月31日(火)まで

■ ウィンディを何でお知りになりましたか？(複数選択可)

1. 堺市内施設で見て(場所:) 2. 堺市外施設で見て(場所:)
3. 堺市ホームページで 4. 友人・知人から 5. その他()

■ ウィンディを手にとった動機は何ですか？(複数選択可)

1. デザインがよかったから 2. タイトルにひかれて 3. 掲載内容にひかれて
4. 毎号読んでいるから 5. その他()

■ 掲載内容で特に興味・関心をひかれたのはどこですか？(複数選択可)

1. レポート(2~3ページ) 2. データ(4~5ページ) 3. 労働関係 各種法令(5ページ)
4. 特集(6ページ) 5. ひろばNAVI(7ページ) 6. その他()

■ ウィンディを読んで男女共同参画の理解は深まりましたか？

1. 大変深まった 2. やや深まった 3. あまり深まらなかった 4. 全く深まらなかった

■ ウィンディを読んで、ご自身の考え方に変化はありましたか？

またご意見や今後取りあげてほしいテーマなどあればお聞かせください。

アンケートにご記入いただけましたら、堺市男女共同参画推進課（連絡先は下記記載）まで、FAX・郵送・持参等にてご提出ください。

また、回答は堺市電子申請システムからも可能です。

(堺市電子申請システムへは右図のQRコードからアクセス可。)



編集後記

本号では、女性活躍推進法の改正や堺市パートナーシップ宣誓制度など、様々な視点から男女共同参画について取り上げました。性別にかかわらず誰もが能力を発揮し、多様な生き方や個性が尊重される社会の実現のために、このWindyが男女共同参画についての理解を深めるとともに、問題意識を持つきっかけになればと思います。

—さかい男女共同参画推進課だより—

発行/堺市 市民人権局

男女共同参画推進部 男女共同参画推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 高層館6階南

TEL: 072-228-7408 FAX: 072-228-8070

E-Mail: danjokyo@city.sakai.lg.jp

URL: http://www.city.sakai.lg.jp/

堺市配架資料番号1-D3-19-0175

法務省委託事業